平成２１年（フ）第５９１号
高知県吾川郡いの町清水下分1764番地３、住民票上の住所高知県吾川郡いの町上八川甲7124番地
破産者　川村加津子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９４号
高知県南国市元町３丁目６番14号
破産者　山崎　郁子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５７号
熊本市出仲間３丁目１番10―101号
破産者　寺本　雄也
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４０２号
大分県別府市浜町７番14号
破産者　久本　兼義
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８４号
大分市花津留１丁目11番９号コーポかわの202
破産者　高濱　　満
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６６号
大分県中津市大字下池永1002番地１　友和寮
破産者　山﨑　勇蔵
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第６７号
大分県宇佐市大字辛島298番地の５
破産者　吉田　　博
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７０号
大分県中津市中央町１丁目５番24号　シェ・モア中央町６―228
破産者　壇　　弘幸
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７４号
大分県中津市大字下宮永40番地１　松木屋第１ハイツ105号
破産者　福良　清香
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７８号
大分県宇佐市院内町大副666番地、住民票上の住所福岡市博多区千代３丁目３番12―1402号
破産者　小野寺美恵子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第８０号
大分県中津市大字上池永435番地７
破産者　高村　照美
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０５号
宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲3676番地26
破産者　上床　紀貴
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８９号
宮崎市吉村町北原甲1459番地１　ニューフォンティーヌＣ－５号
破産者　小城　和子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田8835番地56
破産者　緒方　経男
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

更生計画認可

平成２０年（ミ）第１３号
東京都中央区日本橋富沢町８番６号
更生会社　山﨑建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
第１節　更生手続開始に至る経緯（省略）
第２節　更生手続開始後の経緯（省略）
第３節　経営の状況（省略）
第２章　更生計画の基本方針
第１節　経営の基本方針（省略）
第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
第１　不動産及び工場財団にかかる更生担保権
１　確定債権
合計　25億9449万4822円及び額未定
別表７－１－１、７－１－２
（内訳）省略
（債権者数）５名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　継続使用を予定する不動産及び工場財団にかかる更生担保権
ア　別表７－１－１「更生担保権弁済計画表（継続使用を予定する不動産及び工場財団）」記載の債権については、確定更生担保権額全額を、平成22年３月末日を第１回目の弁済日とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成24年３月末日まで、合計３回にわたり均等額を分割弁済する。但し、均等額にすると１円未満の端数が生じる場合には、２回目までの弁済額は１円未満の端数を切り上げ、３回目に残額を支払う形で調整する。
イ　物上保証にかかる更生担保権
アの更生担保権が、別表11―１－１、整理番号６記載の物上保証にかかるものであるときは、以下のとおりとする。
①　債務者による約定弁済がなされている間は、更生計画による弁済を行わない。
②　債務者による弁済が３ヶ月遅滞したときは、確定更生担保権額（但し、主債務の残高を限度とする。）につき上記アを適用する。この場合、既に更生計画による弁済期が経過している分割弁済金の未払額がある場合は、その金額を加算して、債務者による弁済が３ヶ月遅滞した後に最初に到来する弁済期に弁済する。但し、この場合、利息は付さないものとする。
⑵　処分を予定する不動産にかかる更生担保権
処分予定不動産にかかる更生担保権については、以下のとおり処分価格連動方式による弁済を行う。
ア　別表７－１－２「更生担保権弁済計画表（処分を予定する不動産）」記載の債権については、以下のとおり弁済を行う。
①　いずれも下記イ記載の方法により担保不動産を売却する。
②　管財人は、売却代金受領の日から１ヶ月以内に、売却代金から下記の各諸経費を控除した額（以下、実質売却価額という。）をもって、当該不動産について存続する各担保権の優先順位に従い、確定更生担保権を弁済する。
記
ⅰ　仲介手数料
ⅱ　印紙代
ⅲ　手付金保全手数料
ⅳ　測量費用及び分筆費用
ⅴ　土壌汚染調査費用
ⅵ　解体撤去費、汚染浄化費用などの物件引渡費用
ⅶ　登記手続費用